

[研究報告・査読有り]

## 社会福祉士国家試験受験科目である「相談援助の基盤と専門職」の授業におけるアクティブラーニング導入とその評価

宮 原 和 沙\*

社会福祉士養成課程において、社会福祉士国家試験合格は重要である。しかし、社会福祉士国家試験合格は、福祉専門職者としての人生が始まったにすぎない。社会福祉士養成課程の教員は、学生の国家試験合格だけではなく、その先を見据えた教育を行わなければならないというのが論者の考えである。もちろん、社会福祉士国家試験合格が前提となるわけだが、医療、司法、高齢、障がい、子ども家庭福祉等の各分野において、福祉専門職として最低限はやっていける、生き残れる人材の育成を視野に見据え、養成しなければならないと考える。

本稿では、これまで知識教授型の傾向が強かった社会福祉士養成課程の一科目であり、かつ社会福祉士の国家試験受験科目がある専門科目の一つである「相談援助の基盤と専門職」の授業にアクティブラーニングを導入した一例を報告する。

キーワード：アクティブラーニング、社会福祉士、倫理綱領、正義

### I. はじめに

まず、社会福祉士とは、社会福祉士及び介護福祉士法第2条において、「第28条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者（第47条において『福祉サービス関係者等』という。）との連絡及び調整その他の援助を行うこと（第7条及び第47条の2において『相談援助』という。）を業とする者をいう。」<sup>1)</sup>と定義されている。

この社会福祉士を養成する課程において、社会福祉士国家試験合格は重要である。しかし、社会福祉士国家試験合格は、福祉専門職者としての人生が始まったにすぎない。社会福祉士養成課程の教員は、学生の国家試験合格だけではなく、その先を見据えた教育を行わなければならないというのが論者の考えである。なかでも社会福祉士の「倫理綱領」<sup>2)</sup>や「行動規範」<sup>3)</sup>をはじめ、福祉専門職として必要な知識やソーシャルワークの技術の理解は重要である。もちろん、社会福祉士国家試験合格が前提となるわけだが、医療、司法、高齢、障がい、子ども家庭福祉等の各分野において、福祉専門職として最低限はやっていける、生き残れる人材の育成を視野に見据え、養成しなければならないと考える。

本稿では、これまで知識教授型の傾向が強かった社会福祉士養成課程の一科目であり、かつ社会福祉士の国家試験受験科目がある専門科目の一つである「相談援助の

基盤と専門職」の授業にアクティブラーニングを導入した一例を報告する。

### II. 研究目的

本稿では、「相談援助の基盤と専門職」の授業において、アクティブラーニングを導入することで、社会福祉士国家試験に合格するために必要な知識詰め込み型の授業ではなく、実践に活かせる知識が身に付くこと、かつ将来、福祉専門職として働く際に役立つことを目的としている。

### III. 研究方法

#### 1. 先行研究

アクティブラーニングを用いた授業については、これまで多くの文献が発表されている。今回（2020年6月30日現在）、学術論文データベース「CiNii」を用いて「社会福祉士 国家試験受験科目 アクティブラーニング」で検索した結果、該当するものがなかった。だが、「社会福祉士 アクティブラーニング」で再度検索したところ、11件であった。その中で介護福祉士養成課程の介護過程教育や社会福祉士養成課程の相談援助演習・実習の科目を除き、江間（2018）<sup>4)</sup>の「大福帳」・「定期試験での持ち込み用紙」・「データベース」の各活用、鶴岡（2018）<sup>5)</sup>の「まとめシート」やモデル授業を活用したアクティブラーニング、桃井（2017）<sup>6)</sup>のボードゲームを用いたアクティブラーニング等の各報告がされている。

\*保健福祉学部人間福祉学科

## 2. 研究デザイン

社会福祉士の「倫理綱領」の中で、価値と原則、倫理基準についての説明がある。学生に対して、社会福祉士の「倫理綱領」について説明し、グループごとに課題に取り組んだ。具体的には各グループに分かれ、社会福祉士の「倫理綱領」における「価値」と「倫理」から、正義とは何かを絵で表現し、その絵について発表を行った。

なお、「相談援助の基盤と専門職」の授業を履修登録している学生は20名で、グループワーク18名、発表16名の出席であった。

## 3. 分析方法

4グループの各作品、発表内容、個人感想から、学生がどのように社会福祉士の「倫理綱領」における「価値」と「倫理」から、正義について捉えているかを分析する。

## 4. 倫理的配慮

学生に対して研究の趣旨等を説明し、発表等について同意を得ている。

## IV. 社会福祉士

ここでは、①社会福祉士養成課程のカリキュラムとその見直し、②社会福祉士の国家試験受験科目、③社会福祉士の倫理綱領についてみておく。

### ①社会福祉士養成課程のカリキュラムとその見直し

現行の社会福祉士養成課程の教育内容は、一般養成22科目・1,200時間、短期養成6科目・660時間である。また、通信課程における教育内容については、現行は一般養成面接授業72時間、印刷教材2,988時間、実習180時間；短期養成面接授業72時間、印刷教材1,368時間、実習180時間である。

社会福祉士養成課程のカリキュラムについて、厚生労働省は、「令和元年度社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」<sup>7)</sup>を発表した。今後、教育内容の見直しについては、2021（令和3）年度より順次導入が想定されており、教育内容の充実が図られることとなる。すなわち、社会福祉士養成カリキュラムの内容の充実、実習・演習の充実、実習施設の範囲の見直しの3本柱が見直されることになる。

まず、社会福祉士養成課程の教育内容は、一般養成23科目・1,200時間、短期養成8科目・720時間へと見直される。次に、通信課程における教育内容については、一般養成面接授業72時間、印刷教材2,808時間、実習240時間；短期養成面接授業72時間、印刷教材1,368時間、実習240時間へと見直しされることになる。更に「相談援助」については、実習の時間数が増加するとともに、2以上の実習施設で実習を行うこととされる。

### ②社会福祉士の国家試験受験科目

まず、社会福祉士と精神保健福祉士の「共通科目」は、同様の受験科目となる。そのため、社会福祉士である者が精神保健福祉士の国家試験を受験する場合、或いは精神保健福祉士である者が社会福祉士の国家試験を受験する場合も、この「共通科目」は免除されることとなる。その「共通科目」については次の通りである。

- (ア) 人体の構造と機能及び疾病
- (イ) 心理学理論と心理的支援
- (ウ) 社会理論と社会システム
- (エ) 現代社会と福祉
- (オ) 地域福祉の理論と方法
- (カ) 福祉行財政と福祉計画
- (キ) 社会保障
- (ク) 障害者に対する支援と障害者自立支援制度
- (ケ) 低所得者に対する支援と生活保護制度
- (コ) 保健医療サービス
- (サ) 権利擁護と成年後見制度

次に社会福祉士「専門科目」は次の通りとなる。

- (シ) 社会調査の基礎
- (ス) 相談援助の基盤と専門職
- (セ) 相談援助の理論と方法
- (ソ) 福祉サービスの組織と経営
- (タ) 高齢者に対する支援と介護保険制度
- (チ) 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度
- (ツ) 就労支援サービス、更生保護制度

また、合格基準については、総合点150点（配点は1問1点）の60%程度を基準とし、問題の難易度で補正される。試験科目の一部免除者についても、総得点の60%程度を基準とし、問題の難易度で補正されることになる。更に、(ア)から(ツ)の18科目群、試験科目一部免除者については、(シ)から(ツ)の7科目群すべてにおいて得点があることが条件となる。

本稿において取り上げた「相談援助の基盤と専門職」の科目も前述の通り、社会福祉士「専門科目」の1科目として位置づけられている。

### ③社会福祉士の「倫理綱領」

社会福祉士にとって専門的知識や技術を身に付けておくことは重要なことであるが、専門職としての「倫理綱領」や「行動規範」をきちんと理解した上でクライアントの援助・支援を行うことも求められる。すなわち、このいずれかが欠けるとクライアントに不利益が生ずる危険があることを肝に銘じなければならない。

## V. アクティブラーニングを導入した授業

### 1. 導入に至る経過

「相談援助の基盤と専門職」の授業にアクティブラー

ニングを導入した理由は先述のⅡ. 研究目的で触れた通り、これまで知識教授型の傾向が強かった社会福祉士養成課程の一科目であり、かつ社会福祉士の国家試験受験科目である専門科目の一つである本授業にアクティブラーニングを導入することにより、学生の国家試験合格だけでなく、その先を見据え、福祉専門職として最低限はやっていける、生き残れる人材の育成を視野に見据え、養成することが必要だからである。

## 2. グループワーク

1クラス 20名の学生を4つのグループに分け、グループごとに課題に取り組んだ。

## 3. 結果

各グループに分かれ、社会福祉士の「倫理綱領」における「価値」と「倫理」から、正義とは何かを絵で表現した。中には、教科書<sup>8)</sup>を用いて意見交換をしているグループも見られた。ここでは、各グループの作品とコメントを紹介する。作品およびコメントは、学生が書いたものをそのまま掲載した。教科書の使用については、各グループに任せ、教科書を使用している学生も見られた。

### 【A グループ】



#### 学生のコメント

ピンクで書いた「自由」、「平等」、「共生社会」は生きていくなかで必要なことだと思います。残りのものは人の命を奪ったり、人権を失くすことになると思いました。社会正義とは、社会に正義があることである。人々の間に不公平がなく、一人ひとりの人の社会から扱われ方が理にかなったものであることをいう。ソーシャルワークは、社会正義の原理に反する状態に敏感であり、そのような状態がある場合には、社会に対してのはたらきかけを行う。人権とは、人が人として生まれながらにもっている権利のことである。ソーシャルワークは、人権が守られていない状態に敏感であり、人権が守られていない状態がある場合には、個人

の人権が守られるようにはたらきかけを行う。このように、ソーシャルワークは、社会そのものがよりよいものとなることを志向し、かつ、一人ひとりの人間が価値ある人間として、尊重され、尊厳を保持していけることを志向する。

### 【B グループ】



#### 学生のコメント

「社会福祉士の正義とは」をテーマにして、社会福祉士の倫理綱領をもとにしました。価値と原則の『社会正義』の差別、貧困、抑圧、暴力、環境破壊など無い、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現を目指すことを絵にしました。社会福祉士を真ん中（中央）に配置し、赤と黒で文字とバツをわかりやすく描きました。絶対に差別や抑圧をしてはならないという思いを込め、社会福祉士としての仕事をまっとうするべく、この絵を描きました。たくさんの方々はこの絵を通して、社会正義を知っていただき、理解を深めてほしいと思います。この絵を描く際、頑張ったことは、赤の色ぬりと黒のふち取りです。社会福祉士は本倫理綱領に対して常に忠実であるべきだと思います。

### 【C グループ】

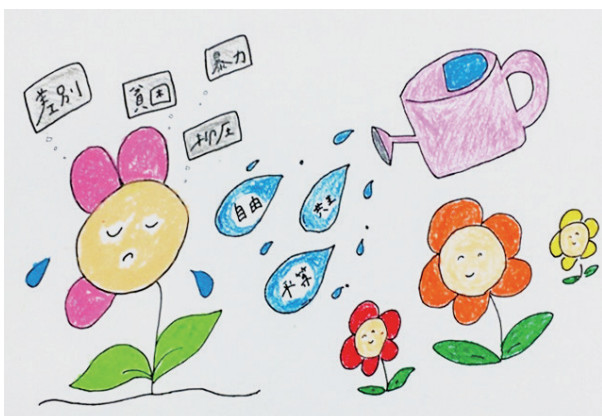




## 学生コメント

私たちのグループは、社会福祉士は性別、年齢、国籍、人種、貧困にかかわらず、支援を必要としているクライアントを最優先に考えて援助することが正義だと考えました。この絵は、「平等」をテーマに、子どもから大人、国籍を問わず、全ての人が平等であることを天秤で表現しました。天秤を人で表すことで、人が人を支えていくことをイメージしました。

## 【Dグループ】



## 学生コメント

差別や貧困、暴力、抑圧などの問題を抱え元気がなくなっている人に対して、社会福祉士が自由や平等、共生の考えでクライアントの援助をしていく様子を再現しました。正義にはいろんな形があると思いますが、社会福祉士としての正義となるとクライアントのことを援助することが正義だと思いこの絵をかきました。援助も何から何までしてあげるのではなく、あくまでもサポートする立場であることを表現したくて花に必要な水が社会福祉士であればいいと思います。人それぞれ正義という言葉に対していろんなことをイメージすると思いますが、この絵のような正義が社会福祉士としての正義だと私たちのグループは思いました。

## VI. 考察

今回、「相談援助の基盤と専門職」の授業にアクティブラーニングを導入することにより、これまで知識教授型の傾向が強かった社会福祉士養成課程の一科目を、より深く学ぶ機会を提供することができた。

学生たちは各グループに分かれ、社会福祉士の「倫理綱領」における「価値」と「倫理」から、正義とは何かを絵で表現し、その絵について発表を行った。学生の作品やコメントからも明らかなように、グループごとに課題に取り組むことによって、自分以外のメンバーの考え

を知り、或いは自分の考えをメンバーに伝えることで、自分の考えを整理することにも繋がっている。

また、暗記したものは、繰り返し学習しなければ、忘れていくが、このようにグループメンバーで意見を出し合い、共に考え作品を完成させた体験等は記憶に残りやすく、実践においても活かされやすいと感じる。

更には、社会福祉士国家試験合格も当然大事であるが、それ以上に社会福祉士としての将来を見据えた養成教育を実施していくことに養成校としてのあり方が問われ、同時に重要であるといえる。

## VII. 結論と残された課題

本稿において、「相談援助の基盤と専門職」の授業にアクティブラーニングを導入した一例を報告した。アクティブラーニングを授業において導入しようとする際は、まず、アクティブラーニングが万能ではないことを教員が理解し、この授業において用いることが適切か否かを検討した上で、アクティブラーニングを導入することが大前提になるであろう。

例えば、他者とのコミュニケーションを苦手とする学生にとっては、時としてアクティブラーニングを苦痛に感じることもあることも否定できない。

また、アクティブラーニングを、なぜ苦手とするのか、それは例えば発達障がい傾向にあるからなのか。発達障がい傾向にある学生らを、アクティブラーニングが無理と決めつけるのではなく、具体的にどこに課題があるのか、それは病的なことなのか、或いはコミュニケーションが苦手な人と上手く関われないのか。または知識はあり、学生本人はやりたいが、どうやっていいのかが分からない等。この部分について教員がきちんと理解できているか否かは重要となる。すなわち、最終的には教員の力量であるのではないだろうか。アクティブラーニングは教員の介入次第で、その質が左右されることも少なくないといっても過言ではないだろう。

更に、知識を実践の場で活用することが難しいのは決して学生のみに限ることではなく、専門職である社会福祉士でさえ、感じることもある。本稿では、対象を学生に限定した上で論じたが、専門職の質の向上を目的とした各分野・領域の専門職の研修等においても、知識教授型にアクティブラーニングを導入した研修は効果的であると考える。

## 付記

本稿は、2019年7月13日、日本社会福祉学会中国・四国地域ブロック第51回高知大会自由研究発表（高知県立大学池キャンパス）において口頭発表した「アクティブラーニングを導入した『相談援助の基盤と専門職』の授業—社会福祉士にとっての正義—」（『日本社会福祉学

会—中国・四国地域ブロック 第 51 回高知大会—大会要旨集』, pp.32-33) に加筆・修正したものである。

なお、「社会福祉士の倫理綱領」2020 年度版に改定(2020 年 6 月 30 日採択)されているが、授業実施当時は、2005 年版倫理綱領であり、本稿は後者を基にした内容となっている。

#### 文献

- 1) 「社会福祉士及び介護福祉士法」定義(第 2 条), 小六法編集委員会編『福祉小六法 2020 年版』, みらい, p.57, 2020 年.
- 2) 「社団法人日本社会福祉士会の倫理綱領」社団法人日本社会福祉士会編集『新 社会福祉援助の共通基盤 第 2 版(下)』, 中央法規出版, pp.308-310, 2009 年.
- 3) 「社会福祉士の行動規範」社団法人日本社会福祉士会編集『新 社会福祉援助の共通基盤 第 2 版(下)』, 中央法規出版, pp.311-316, 2009 年.
- 4) 江間由紀夫「社会福祉士・精神保健福祉士養成のカリキュラムにおけるアクティブラーニングの試み」, 研究紀要 Tokyo Seitoku University bulletin : Faculty of Humanities and Faculty of Applied Psychology (25), pp.73-81, 2018 年.
- 5) 鶴岡和幸「社会福祉士・精神保健福祉士指定科目におけるアクティブラーニングの展開」, 広島文化学園大学ネットワーク社会研究センター研究年報 =Journal of Hiroshima Bunka Gakuen University Center for Networking Society 14 (1), pp.63-65, 2018 年.
- 6) 桃井克将「社会福祉士養成課程におけるボードゲームを用いたアクティブラーニング」, 人間文化研究 2017 (27), pp.625-628, 2017 年.
- 7) 厚生労働省(2019)「社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて 令和元年 6 月 28 日, 社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室」, (<https://www.mhlw.go.jp/content/000523365.pdf> 最終アクセス:2019 年 7 月 1 日); 厚生労働省(2019)「社会福祉士養成課程のカリキュラム(案)」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000525183.pdf> 最終アクセス:2019 年 7 月 1 日)
- 8) この授業では教科書として, 社会福祉士養成講座編集委員会編集『新・社会福祉士養成講座 6 相談援助の基盤と専門職 第 3 版』, 中央法規出版 2015 年を使用している。学生のなかには教科書の福島喜代子「第 5 章 相談援助の理念 I」, pp.94-120 及び, 高良麻子「第 7 章 専門職倫理と倫理的ジレンマ」, pp.138-158 を参考にしている者もいた。

## Introduction of Active Learning to the Class “Basics of Consultation Support and Specialist Jobs” Which is a Subject of the National Examination for Social Workers, and Evaluation Thereof

Kazusa Miyahara

### Summary

It is important for students enrolled in a social worker training course to pass the Japanese National Examination for Social Workers. On the other hand, passing the examination is merely a prerequisite for starting a career as a social worker. The author considers that teachers and instructors in a social worker training course need to provide education not only for helping students pass the national examination but also for guiding them to acquire knowledge and skills that allow them to thrive as social workers after graduation. It goes without saying that guiding students to pass the national examination is the premise of the course; however, it is still necessary for students to acquire knowledge of other fields such as medicine, law, aged care, disability care, and family and child welfare, in order for them to survive and thrive as social workers.

In this paper, the author reports an example in which active learning was introduced to a class, entitled “Basics of Consultation Support and Specialist Jobs.” The class teaches one of the specialist subjects of the Japanese National Examination for Social Workers. The class is also one of the subjects of a social worker training course, which has been knowledge-oriented to date.

Keywords: active learning, certified social workers, codes of ethics, justice